

# 令和 6 年度 一般監査報告書

令和 7 年 3 月

北海道開発局

入札契約監察官・監察官

## はじめに

本監査報告は、「北海道開発局監査規則」（平成１３年１月６日国土交通省訓令第８１号）に基づき実施した一般監査結果を取りまとめたものである。

今後、本監査結果を踏まえ、北海道開発局における事務の適正な運営や綱紀の保持、不正行為の防止に努めることが必要である。

## 目 次

|    |                                  |    |
|----|----------------------------------|----|
| I  | 北海道横断自動車道建設工事に係る不適正事案に関する再発防止の取組 |    |
| 1  | 監査目的等                            | 1  |
| 2  | 監査結果                             | 2  |
|    | (1) 不正な利益供与に関する再発防止の取組           | 2  |
|    | (2) 設計書の改ざんに関する再発防止の取組           | 6  |
|    | (3) 不正行為の発覚が遅れたことに関する再発防止の取組     | 7  |
|    | (4) マネジメント改革等に関する再発防止の取組         | 7  |
| 3  | 意見                               | 7  |
| II | 北海道開発局発注業務に係る不正事案に関する再発防止の取組     |    |
| 1  | 監査目的等                            | 8  |
| 2  | 監査結果                             | 9  |
|    | (1) コンプライアンス意識の徹底に関する取組          | 9  |
|    | (2) 事業者等との接触、対応に関する取組            | 10 |
|    | (3) 機密情報管理の徹底に関する取組              | 12 |
|    | (4) 開発建設部長と事務所長等との面談             | 13 |
| 3  | 意見                               | 14 |

## I 北海道横断自動車道建設工事に係る不適正事案に関する再発防止の取組

### 1 監査目的等

#### (1) 監査の種別

一般監査（北海道開発局監査規則第5条第1号）

#### (2) 監査目的

令和5年度、「北海道横断自動車道建設工事に係る不適正事案に関する調査及び再発防止のあり方検討委員会」において、不正な利益の供与、設計書の改ざん、不正行為の発覚の遅れに係る再発防止策の提言が示され、この提言を踏まえ、再発防止策が取りまとめられた。

その再発防止策を実施しているところであるが、再発防止の取組を検証し、不正事案の再発防止に資するものとする。

#### (3) 監査項目

- ア 不正な利益供与に関する再発防止の取組
- イ 設計書の改ざんに関する再発防止の取組
- ウ 不正行為の発覚が遅れたことに関する再発防止の取組
- エ マネジメント改革等に関する取組

#### (4) 監査対象箇所、監査実施日及び監査方法

全開発建設部本部及び千歳道路事務所、千歳空港建設事業所、函館道路事務所、小樽道路事務所、小樽港湾事務所、旭川河川事務所、名寄河川事務所、旭川道路事務所、士別道路事務所、富良野道路事務所、旭川農業事務所、富良野地域農業開発事業所、苫小牧道路事務所、苫小牧港湾事務所、釧路道路事務所、根室道路事務所、弟子屈道路事務所、中標津道路事務所、根室港湾事務所、根室農業事務所、帯広河川事務所、帯広道路事務所、糠平ダム調査事業所、北見道路事務所、網走道路事務所、興部道路事務所、網走港湾事務所、紋別港湾事務所、網走農業事務所、幌延河川事務所、天塩地域農業開発事業所、稚内道路事務所、浜頓別道路事務所、稚内港湾事務所、稚内農業事務所を対象に、書面及び現地監査を以下のとおり実施した。

#### 【現地監査実施日】

| 開発建設部   | 実施日    | 監査対象箇所  |           |
|---------|--------|---------|-----------|
| 札幌開発建設部 | 11月12日 | 千歳道路事務所 | 千歳空港建設事業所 |
|         | 11月15日 | 本部      |           |
| 函館開発建設部 | 10月30日 | 本部      | 函館道路事務所   |
| 小樽開発建設部 | 12月3日  | 本部      | 小樽道路事務所   |
|         |        | 小樽港湾事務所 |           |
| 旭川開発建設部 | 10月24日 | 本部      | 旭川河川事務所   |

|         |        |           |              |
|---------|--------|-----------|--------------|
|         | 10月25日 | 旭川道路事務所   | 旭川農業事務所      |
|         |        | 名寄河川事務所   | 士別道路事務所      |
|         | 11月12日 | 名寄農業開発事業所 |              |
| 室蘭開発建設部 | 10月31日 | 富良野道路事務所  | 富良野地域農業開発事業所 |
|         |        | 本部        | 苫小牧道路事務所     |
| 釧路開発建設部 | 11月25日 | 苫小牧港湾事務所  |              |
|         |        | 中標津道路事務所  | 弟子屈道路事務所     |
|         | 11月26日 | 根室農業事務所   |              |
|         |        | 本部        | 釧路道路事務所      |
| 帯広開発建設部 | 11月11日 | 根室道路事務所   | 根室港湾事務所      |
|         |        | 帯広河川事務所   | 帯広道路事務所      |
|         | 11月12日 | 糠平ダム調査事業所 |              |
| 網走開発建設部 | 11月5日  | 本部        |              |
|         | 11月6日  | 興部道路事務所   | 紋別港湾事務所      |
|         |        | 本部        | 北見道路事務所      |
|         |        | 網走道路事務所   | 網走港湾事務所      |
| 留萌開発建設部 | 9月30日  | 網走農業事務所   |              |
|         | 10月1日  | 幌延河川事務所   | 天塩地域農業開発事業所  |
| 稚内開発建設部 | 11月26日 | 本部        | 稚内港湾事務所      |
|         |        | 稚内農業事務所   |              |
|         | 11月27日 | 稚内道路事務所   | 浜頓別道路事務所     |

## 2 監査結果

### (1) 不正な利益供与に関する再発防止の取組

#### 本部・事務所等における再発防止策の徹底に関する取組

○監査対象事務所及び事業所（以下「監査対象事務所等」という。）において、職場内ミーティングや定例会議の場で、所長、総務課長等から所属職員に対して、「北海道横断自動車道建設工事に関する調査報告書（令和5年6月）」を踏まえ、コンプライアンス意識及び再発防止策の徹底について、注意喚起していた。

- ・本事案の再発防止策について、一覧性を高めるため、時系列でPDFのリンクが貼られた一つのエクセルファイルを作成し、所属職員で共有していた。

- ・本事案の詳細内容を把握していない若手職員を対象に、所長から不適正事案防止に向けた講話等を実施していた。他の職員も Teams を活用し参加してもらうことで事務所全体の勉強会となっていた。

- ・コンプライアンス意識のさらなる徹底のため、四半期毎に勉強会を実施していた。

○受注業者による「無償工事」の根絶について、全ての監査対象事務所等において、「無償工事を実施しないこと（着手前）」、「無償工事がなかったこと（完成時）」を確認し、「無償工事に関する確認書（様式9号）」により、「無償工事」を実施しないことを受発注者間で確認し、記録を残していた。

これらを実施するに当たり、以下のような工夫を行っている開発建設部もあった。

- ・工事円滑化会議において、総括監督員である所長から、不当な要求等は行わない、当該行為を見かけたら報告をお願いするといった、受注者に向けたコンプライアンス宣言を行っていた。

○工事円滑化会議 コンプライアンス宣言

・一昨年、当建設部管内の高規格道路事業を巡って、不適切な補償工事の実施、費用捻出のための設計書改ざん等、様々な不正が発覚。

・全国的にも、受注者から監督員に対する便宜供与等の不当な働きかけ、監督員が受注者から金品を受け取るなどの、不正事案が度々発生。

・当事務所の発注工事において、こうした不正行為は絶対行わない、発生させないことを、ここに、宣言いたします。

・万一、発注者から不当な要求等があった場合、そういった情報を見聞きした場合は、私を含め管理職に報告をお願いします。

・また、発注者と受注者は常に対等な立場と考えています。監督員らが現場代理人等の方に対して失礼な態度を取ったり、無理な要求等を行ってありましたら、これについても、ご一報いただくとありがたいです。

＜工事円滑化会議におけるコンプライアンス宣言（根室港湾事務所）＞

- ・着手前、完成時以外に、「既済部分検査時」においても確認書を取り交わしていた。

無 償 工 事 に 関 する 確 認 書（既済部分検査時）

工 事 名 一般国道238号 浜頓別町 浜頓別道路維持除雪第一凍工事

上記の工事において、設計内容に含まれていないにもかかわらず、発注者が受注業者に対して受注業者による費用負担の下で実施させる作業（無償工事）が無いことを確認した。

（確認日） 令和6年 11月11日（設計変更確認会議（夏メ））

（確認書）

発注者（総括監督員） 谷 千 隆 之  
浜頓別道路事務所長

受注者 株式会社寺沢組 坂 本 剛

＜無償工事に関する確認書（既済部分検査時）（浜頓別道路事務所）＞

- ・事務的に確認書を作成するのではなく、監督職員の指示に曖昧な点がある場合や、監督職員に直接言いづらい場合は、会社を通して直接所長に連絡をもらいたいということも伝えた上で、双方納得の上、サインを取り交わしていた。

- ・受発注者間の確認に関する資料を若手職員が作成することで、何故この取組が必要なのかしっかり理解できていた。

○本部用地担当課と事務所間の情報共有について、事務連絡が発出されているが、各開発建設部において、確実（着実）に取組を実施していた。

事実上の運用による「現物補償」の廃止について、地権者等から現物補償工事の要求があった開発建設部においては、実務者による現物補償工事の実施内容等の妥当性及び適用規定を検討していた。

また、用地担当課と事務所との間の情報共有の実質化について、全ての開発建設部において、用地担当課起案の土地・物件調書並びに補償額算定調書及び用地交渉記録を電子決裁システムの活用により、決裁者又は専決者である幹部職員に決裁を仰ぐとともに、関係する全ての工事担当者に供覧していた。

電子決裁システムの活用の他、以下の方法を用いて用地担当課と事務所との情報共有を図っていた。

- ・Teams 内に各路線（事業毎）のチャンネルを作成し、用地取得事務の進捗の共有、必要データの共有を行っていた。
- ・用地の進捗状況などの情報共有を含めた打合せを、四半期に1回実施していた。
- ・用地交渉記録簿の供覧に当たっては、事務連絡では最終決裁権者は次長（総務担当）となっているが、事業の規模等に関わらず、全ての供覧を部長までとしていた。
- ・類似事例が生じたときに活用できるよう、金銭補償としなかった過年度の事例を、新年度に全地区の担当者に情報共有していた。

なお、用地取得後の公物管理課への引継ぎについて、地権者から引き渡し（明け渡し）を受けた翌月までに適切に行っていた。

○主体的かつ自律的な問題解決能力の向上について、全ての開発建設部において、職員の能力向上に向けての取組を実施していた。

- ・用地及び道路部門で合同学習会を開催し、用地事務処理の基本的原則や道路区域外における現物補償工事に関し、「用地取得が伴う事業に係る工程管理チェックリスト」の内容を説明するなど、情報や目的意識の共有をはかっていた。
- ・公物管理及び河川部門で合同勉強会を開催し、管理を含めた河川事業の様々な内容をテーマとし、共通認識も持って問い合わせ・相談に対応できるよう知見を広げていた。
- ・コンプライアンスの取組について、若手や管理職と比較して研修等の取組が手薄に感じられる中堅層（主任～補佐クラス）に向け、部長自らが講話を実施していた。
- ・総務担当次長が各事務所を訪問し、事務官と技官を分けずに意見交換を実施していた。
- ・地域において開発建設部が何を行っているのか、何を期待されているのかということを認識させ、「地域に愛される・期待される組織に属し、職務を遂行する。」といった意識を目覚めさせる一助となるよう、要望書授受の場

である管内首長が集まる総合開発期成会等の事務局に、今年度の新規採用者を参加させた。

・道北地域の関係者と連携して「道北地域づくりワークショップ」を開催するにあたり、部長自らが随時、全職員に対してメッセージを送る、事務所長と若手職員が部門のイベントを利用して一緒に広報活動に取り組むなど、部一体となって地域の未来を考える機会の創出に取り組んでいた。



<道北地域づくりワークショップ（旭川開発建設部）>

・全部門の若手職員を対象に、「地域の魅力とインフラ」の語り部となれるよう体験する機会を設け人材育成を行う「地域の魅力の語り部 育成プロジェクト」を実施していた。



<地域の魅力の語り部 育成プロジェクト（釧路開発建設部）>

・若手職員の根本的な意識改革を図るため、実際に訴訟を起こされた場合の具体的な裁判手続きを説明することで、訴訟に対する心理的ハードルを下げ、威圧的な関係者にも臆することなく、常に毅然とした対応を取れるよう教育していた。

- ・農業部門では、本局農業水産部幹部職員と本部部長・課長が農業事務所に赴き、所長以下、若手職員も含めた意見交換を行っていた。
- ・部門の垣根を越えて、近隣事務所合同で現場見学会を開催し、職務に必要な知識の習得に加え、若手職員同士の横の繋がりの形成を図っていた。

## (2) 設計書の改ざんに関する再発防止の取組

○全ての監査対象事務所等において、本官発注工事における設計書の起案は本部で行われており、監査対象事務所等と本部の責任分担を明確化した上で、監査対象事務所等と本部により二重の審査を実施する体制を構築していた。

○全ての開発建設部において、設計変更審査時にチェックリストに基づき審査対象かを判定し、必要がある場合に設計図書と基礎資料の整合が図れているか審査（照査）していた。

○全ての開発建設部において、工事設計書の作成者・作成日、審査者・審査日、決裁者・決裁日など決裁経緯表を用いて決裁過程の可視化を行っていた。

なお、以下のような工夫を行っている開発建設部もあった。

- ・経緯表のみでは各決裁者が審査した年月しかわからないため、審査内容や指摘事項について把握できるよう独自の表（指摘事項一覧表）を作成し、事務所～本部間をメールでのやり取りを実施し、決裁者の指摘内容を確認できるように、また、「設計者が振り返り、同じ間違いを起こさないようにする。」取組をしていた。

(様式)

| 公示用 | 日付 | 指摘者名 | 名称 | 指摘事項 | 日付 | 回答者名 | 確認 |
|-----|----|------|----|------|----|------|----|
|     |    |      |    |      |    |      |    |
|     |    |      |    |      |    |      |    |
|     |    |      |    |      |    |      |    |
|     |    |      |    |      |    |      |    |
|     |    |      |    |      |    |      |    |
|     |    |      |    |      |    |      |    |
|     |    |      |    |      |    |      |    |
|     |    |      |    |      |    |      |    |
|     |    |      |    |      |    |      |    |
|     |    |      |    |      |    |      |    |



(記入例)

| 特記仕様書 | 日付     | 指摘者名 | 名称              | 指摘事項                                                                        | 日付     | 回答者名 | 確認                                                                                                        |
|-------|--------|------|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------|--------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | 11月13日 | ■■■■ | 総則<br>第48条      | 積算資料が修正となった場合、真贋比率も変更となるので留意                                                | 11月14日 | ■■■■ | 施工計画書より、計測方法として「現場に設置する「ecoMo systems」によりWBGT値を測定する」としておりますので、WBGT値のみを採用します。そのため、積算資料の熱中症P3最高気温の資料は削除します。 |
|       |        |      | 総則<br>第61条      | 安全監視員の人数を36日→21日に修正                                                         |        |      | 修正します。                                                                                                    |
|       |        |      | 別紙<br>建設発生土について | 運搬距離11.9 km→11.7km<br>【■■■■追記】<br>本資料は有効利用する場合の記載なので、処分する用の別紙または処分する内容に修正する |        |      | 修正します。                                                                                                    |

| 日付     | 指図書名 | 名称  | 指摘事項                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 日付     | 担当者名 | 確認                                                                                                                         |
|--------|------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 11月13日 |      | 2-2 | コンクリート打設工、盛土工の備考欄<br>局単価（補正係数1.15×労務費1.05×）を<br>局単価（形式による補正1.15、週休2日の労務費補正<br>1.05）と修正する（現状だと連続した式に見えるため<br>「」等で仕切る）<br>【追記】<br>土木盛土工単価の「異形ブロック製作用」を添付する<br>勘向を確認すると7月20日くらいから小樽、石狩湾新港<br>で稼働することとなっている。整備後は順次稼働なので<br>その後基地を小樽港としているのではないのか。右狩湾<br>新港よりえい航費を計上する理由を明確にしてください。<br>証明書の添付 | 11月14日 |      | 「局単価（形式による補正1.15、週休2日の労務費補正<br>1.05）」に修正します。<br>登録単価同様の資料を追加します。                                                           |
|        |      | 3-1 | 安全費<br>安全監視員は作業する日だけ配置する。<br>上から左記日数を四捨五入をした数値正解（上：稼働日<br>数、下：休止含めた）工程表についても再整理をする<br>安全監視員は休止率を含めないで、2+1.1+5+3<br>=2.1日となる                                                                                                                                                              | 11月19日 |      | 改めて計算しましたところ、21日ではなく22日となりま<br>したので修正します。                                                                                  |
|        |      | 熱中症 | 熱中症は最高気温30℃以上、WBGT25度以上よ<br>うとなっているので、WBGTの気温を記載して、真夏日を<br>設定する。<br>最高気温とWBGTの気温は違うので最高気温25度以上<br>の日とはならない<br>【追記】<br>P2とP3の数値が合わない。P2は日最高気温ではなく<br>WBGTの値ではないか？                                                                                                                         |        |      | 施工計画書より、計測方法として「現場に設置する<br>「faceMo systems」によりWBGT値を測定する」として<br>おりますので、WBGT値のみを採用します。<br>そのため、積算資料の熱中症P3最高気温の資料は削除し<br>ます。 |
| 11月14日 |      | 工程表 | 続履ブロック製作の工程を見直した根拠を記載願いま<br>す                                                                                                                                                                                                                                                            |        |      | 当初工程表のバーハブ製作が一部材料加熱時間に入っ<br>ており、積算では材料加熱費を計上していないため、工<br>程表を見直ししております。                                                     |
| 11月19日 |      |     | 2種類のブロック製作が工程上重なりますが、それぞ<br>れの製作工程、ヤードの配置等も含めて製作可能と判断し<br>てよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                    | 11月20日 |      | 当初よりヤードの配置も検討し、2種のブロックの製作<br>が可能と判断しております。                                                                                 |

＜指摘事項一覧表（小樽）＞

○全ての開発建設部において、必要がある場合に3次元データを活用して算出した総土量により変更設計書の精算数量の妥当性を確認するなど、ICT 土工の導入を進めていた。

（3）不正行為の発覚が遅れたことに関する再発防止の取組

○全ての開発建設部において、弁護士等から問い合わせ等があった場合の対応について、幹部連絡会議等や職場内ミーティングで周知しており、事案が発生した場合は、その情報を速やかに本局幹部職員に報告していた。

（4）マネジメント改革等に関する取組

○全ての開発建設部において、超過勤務の把握、11時間の勤務間インターバル確保、ハラスメントの防止に関して、随時、注視及び周知・徹底する対策が取られていた。

- ・事務所長等に対し、週に1回は必ず執務室に顔を出し、職員に声かけをするように依頼していた。
- ・職場の懇親会の開催にあたっては、その出欠確認について、欠席者の心理的負担軽減のため、出席希望者のみの報告とするよう所長自ら呼びかけるなど、ハラスメントの防止に努めていた。
- ・所長室（1階）とフロアの異なる工務課（2階）への目配りのため、工務課内の空席を活用した所長席を設け、頻繁に顔を出すことでコミュニケーションを図っていた。

3 意見

○再発防止策の関連通達等に基づき適切に対応していたが、以下の点について

は適切な対応をされたい。

- ・「「工事設計書の審査等について」の一部改訂について（令和5年6月1日付け事業振興部 工事管理課長・技術管理課長事務連絡）」では、設計図書作成経緯表における「作成項目、着手日及び完成日」と設計審査・決裁経緯表の「経緯欄」は「手書きによる直接記入とする。」となっているところである。

しかし、一部事務所において、設計図書作成経緯表及び設計審査・決裁経緯表の「手書きによる直接記入」とされている項目について、その一部または全部をPC入力としていた例があり、いつ、誰が記入したか分からない状態が見受けられた。

設計書の改ざんに関する再発防止策である「工事設計書の作成者や作成日、審査者や審査日、決裁者や決裁日等を記録上で明らかにする様式を作成し、工事設計書の作成過程を可視化する。」という趣旨に鑑みて、改めて再発防止の取組を適切に実施すること。

- ・若手や管理職への対応は充実しているが、中堅層への対応が手薄と感じている幹部がおり、不祥事発生都度、再発防止策が増えていく憂慮すべき現状にあっては、インテグリティ意識の浸透が重要になるという考えもある。

また、「なぜ、このような取組（可視化）を行っているのか。」といった質問をしてくる若手職員もいるので、改めて事案の背景等を理解し、再発防止のための取組を着実に実施するとともに、今後も独自の取組や引き続きの周知・徹底、学習会の開催を図ることにより、再発防止策の定着を促進していくことが重要である。

## Ⅱ 北海道開発局発注業務に係る不正事案に関する再発防止の取組

### 1 監査目的等

#### （１）監査の種別

一般監査（北海道開発局監査規則第5条第1号）

#### （２）監査目的

令和3年度、「北海道開発局発注業務に係る不正事案再発防止対策検討委員会」において、事務所長等へのコンプライアンス意識醸成の強化や入札手続における運用面の見直しなどの再発防止策が示され、令和3年度以降の一般監査において、3年間で一巡することとし、昨年度で終了したところである。

しかし、まだ3年しか経過していないということもあり、本事案に係る再発防止の取組を踏まえ、入札契約の適正な執行を確保する観点から、監査を実施した。

#### （３）監査項目

ア コンプライアンス意識の徹底に関する取組

- イ 事業者等との接触、対応に関する取組
- ウ 機密情報管理の徹底に関する取組
- エ 開発建設部長と事務所長等との面談

(4) 監査対象箇所、監査実施日及び監査方法

- I 1 (4) と同様。

【現地監査実施日】

- I 1 (4) と同様。

## 2 監査結果

(1) コンプライアンス意識の徹底に関する取組

事務所等における再発防止策の徹底に関する取組

○監査対象事務所及び事業所（以下「監査対象事務所等」という。）において、職場内ミーティングや定例会議の場で、所長、総務課長等から所属職員に対して、「北海道開発局発注業務に係る不正事案に関する報告書（令和3年11月）」を踏まえ、コンプライアンス意識及び再発防止策の徹底について、注意喚起していた。

○監査対象事務所等において、事業者等との応接ルールの徹底に関するポスター及び事務所長等によるコンプライアンス宣言を掲示していた。

- ・自分たちのコンプライアンス精神を事業者に読んでほしいという思いで、目に留まるようコンプライアンス宣言を直筆で書き掲示していた。

○一部の事務所では、以下のような取組を行い、コンプライアンス意識の醸成に努めていた。

- ・事務所長向けコンプライアンス研修資料を用いて、本事案の概要と再発防止策について情報共有し、所内のコンプライアンスの意識の徹底を図っていた。
- ・事務所独自の資料を作成するなどして、所長自ら所属職員全員または若手職員を対象に、定期的にコンプライアンス講習会を開催し、意識醸成に努めていた。
- ・コンプライアンスハンドブックを印刷して事務所職員に配布し、携行を奨励していた。
- ・コンプライアンス携帯カードを常に持参するよう指導し意識向上を図っていた。

○監査対象事務所等において、コンプライアンス通信、非違行為事例集、義務違反防止ハンドブック、国家公務員倫理教本、事務所長向けコンプライア

ンス研修資料等を活用し、定例会議や職場内ミーティングにおいて、コンプライアンスの遵守について話題提供を行う、身近な事例を参考に正しい対処法を話し合うなどの取組を進めている事務所もあった。

以下の事項を不当な働きかけを受けやすい立場にある発注担当職員に重点的に伝えることに留意して、職場内ミーティングを実施していた。

- ・不正事案及びその要因・背景
- ・自ら望まなくとも、周囲の状況次第で入札談合等、入札に関する違法行為に巻き込まれることがあり得ること
- ・事業者等との応接ルール
- ・機密情報管理方法
- ・不当な働きかけがあった場合の通報窓口への報告制度
- ・判断に迷う場合は、一人で判断せずに上司や先輩に相談すること
- ・不祥事を起こした際には、自らや家族へも影響がおよぶ事を認識させる

## （２）事業者等との接触・対応に関する取組

### ア 事業者等との執務スペース外のオープンな場所での対応の徹底

○監査対象事務所等において、発注担当職員が事業者等と対応する場合は、北海道開発局発注者綱紀保持規程（以下「発注者綱紀保持規程」という。）に基づき、以下のとおり適切に対応していた。

- ・原則、執務スペース外のオープンな場所で、複数の職員により対応。（複数の職員による対応については、挨拶や定型的な契約関係書類の受渡し等の場合を除く。）
- ・これによることができない場合は、事前に所属長等の承認を得て対応。

○監査対象事務所等における個室の所長室については、応接テーブルや椅子等を入口近くに配置するとともに、事業者等との応接時は扉を開放して対応していた。

- ・個室の所長室を設けず、事務室と低いパーティションで間仕切りしただけのオープンな空間において執務及び来客対応をしていた。



＜オープンな所長執務スペース：写真左手（網走農業）＞

- ・所長室には職員打合せ用の丸椅子のみを設置し、来客対応時には事務所

内のオープンスペースで対応していた。

- ・一部の事務所等では、所長室のドアを取り払い、視認性が確保されており常にオープンな状態であった。



<所長室の視認性：ドアなし（稚内農業）>

#### イ 所長訪問時のアポイントメント一元化と総務担当等窓口経由の徹底

○監査対象事務所等において、所長が事業者等と応接する際には、組織として応接状況を把握できるよう、総務担当等を受付窓口として、アポイントメントを取ってもらった上で対応していた。アポイントメントの状況については、グループウェアのスケジュール機能を活用し、情報を共有するなどの対応がなされていた。

- ・アポイントメントの必要性について、部長自らが率先垂範して来訪者に説明し、各事務所でやりづらくなならないような環境づくりを心がけていた。
- ・アポイントメントの状況を、所内のみならず、本部幹部職員（部長、次長）にも共有していた。

○監査対象事務所等において、事業者が所長訪問時に、個室である所長室への自由な出入りを制限するため、総務担当等受付窓口を経由してもらうよう、玄関や執務室入口等来訪者の目につきやすい場所にリーフレットを掲示するなど、応接ルールについて周知徹底を図っていた。

○一部の事務所等においては、構造上、事業者等を経由してもらう総務担当等受付窓口が所長室への動線上にない状況にあるが、直接所長室へ入室できないように、以下の措置を講じていた。

- ・所長室の入口や動線上に立て看板又はパーティションを設置し、来訪者を総務担当等受付窓口へ誘導。
- ・所長室へ通じる複数のドアのうち、一部のドアを施錠することにより、所長室への動線を総務担当等受付窓口経由となるよう対応。
- ・事務所内の通路に通じる所長室の扉を閉鎖し、総務課を通らなければ所長室へ入室できない構造としていた。
- ・所長室が総務担当受付窓口より手前（庁舎玄関寄り）にある事務所等で

は、所長室の入り口にベルトパーテーションを配置し、すぐに立ち入れないように対応。



<ベルトパーティションの活用（天塩農業）>

○所長にヒアリングしたところ、ほとんどの事業者等がアポイントメントを取っており、事前アポイントメントの取組は浸透してきていると感じていた。アポイントメントを取っていない事業者等がいた場合も次回はアポイントメントを取るよう依頼をした上で、丁寧な対応を心がけていた。

受付窓口である総務担当においても、特段、問題を感じておらず、浸透してきていると感じていた。

#### ウ 積算業務、技術審査等を担当する課等への自由な出入りの制限

○監査対象事務所等の発注事務を行う課等において、入札契約に係る機密情報漏えい防止のための取組であることを、常時、掲示等により周知した上で、事業者等の執務スペースへの自由な出入りを制限していた。

また、発注事務を行う課等のドアに立入を制限する掲示、パーティション等による立入制限、入室にあたって総務担当等が来庁用件を聞き取るなど、事業者等との適切な対応に関する取組を徹底していた。

・執務室の入室制限と合わせて、職員が設計・積算作業中に一時的であっても離席する際には、書類を机の中にしまう、PC モニターの電源を切るなど、万が一に備えた対策を徹底していた。

### （３）機密情報管理の徹底に関する取組

#### ア 「情報管理整理役職表」の適切な更新等の徹底

○監査対象事務所等において、工事及び業務の発注事務に関する「情報管理整理役職表」を作成しており、組織改正や人事異動等により内容に変更が生じた都度、適時に更新していた。また、本官発注工事及び業務の入札関連情報に関して、事務所等職員が設計図書の作成に関与する場合には、当該事務所等職員を「業務上取り扱う者」として「情報管理整理役職表」に明記していた。

## イ 発注事務に関する書類等の管理の徹底

○監査対象事務所等において、工事及び業務の発注事務に関する書類等の管理について、紙文書化したものは専用キャビネット等に保管施錠し、電子データは「情報管理責任者」が指定するサーバー内でアクセス制限を設定した上で保管する等、北海道開発局発注者綱紀保持マニュアルに定められた方法により適切に管理していた。

また、キャビネット等の鍵の保管に関しては、自席の机に保管、机の鍵を持ち帰るなど、適正に取り扱われていた。

・設計書の決裁は持ち回りにせず、担当以外に情報が漏れない場所に担当職員及び決裁者が一堂に会しておこなっていた。決裁中の書類放置を防ぐほか、全員で議論することで新たな気づきを得られることや、担当職員の業務効率化にもなっていた。

## ウ 入札関連情報のメール送信時におけるパスワード設定の徹底

○監査対象事務所等において、公表前の入札関連情報を含む電子データを電子メールで送る際は、パスワードを設定した上で送信していた。

## エ 工事の履行確認のために必要な情報の管理の徹底

○工事の履行確認のために必要な特別契約書の附属書類である施工計画又は技術提案書（以下「技術提案書等」という。）について、送付に際しては、書類の手渡しやパスワードを設定した上でメール送信し、管理に際しては、工事施工中は主任監督員等が施錠できる場所等で一元的に保管し、処分に際しては、履行確認後、シュレッダー等で適切に処分していた。

なお、履行確認後の技術提案書等については、該当する監査実施事務所等において、廃棄日、廃棄者、廃棄方法等を保管一覧に記録し、後に廃棄の事実を確認できるようにしていた。

## オ 「情報管理責任者」による適切な点検の徹底

○全ての開発建設部において、「情報管理責任者」は、発注者綱紀保持規程に基づき、毎年度点検を実施し、その結果を「情報管理総括責任者」に報告していた。点検に際しては、「情報管理責任者」が管理すべき情報の種類（予定価格、技術評価点等）及び媒体（紙文書、電子データ）並びに点検結果（適正、不適正、実績なし等）を明示した点検表により点検していた。

## （４）開発建設部長と事務所長等との面談

○全ての開発建設部において人事評価面談の機会等を活用し、部長と事務所長等との面談を実施していた。

- ・面談の場だけではなく、部長自ら機会を見て現場事務所に赴き、河川清掃活動やシーニック関係のイベントにも一緒に参加するなど、所長を含めた事務所職員とコミュニケーションをとっていた。
- ・毎月の課所長会議は web（併用）開催としているが、定期的に参集型の開催形式をとり、その後の懇親会も含めて、管理職員間での活発な意見交換を図っていた。

○各部長とも再発防止策等の確実な理解と実施のために、同じ内容でも繰り返し周知すること、課題や懸念は遠慮なく速やかに相談する等の指導を行っており、再発防止に向けて事務所長等の認識を促進していた。

### 3 意見

○「令和3年報告書」に基づく再発防止策の実施状況について、令和3年度以降の一般監査から、事務所等の監査の強化を図るため、入札契約の適正な執行を確保する観点で監査を実施し、3年間で事務所等を一巡し、今年度から二巡目に入ったところである。

確認した項目については浸透してきており、実施されていることが確認できたが、改めて事案の背景等を理解し、引き続き、再発防止のための取組を着実に実施すること。